

◎新潟県告示第200号

新潟県薬物の濫用の防止に関する条例（平成26年新潟県条例第88号。以下「条例」という。）第16条第1項の規定により、知事指定薬物を次のとおり指定し、同条第4項の規定により告示する。

令和2年2月28日

新潟県知事 花 角 英 世

1 知事指定薬物の名称

- (1) メチル＝2－[1－(4－フルオロプロピル)－1H－インダゾール－3－カルボキサミド]－3, 3－ジメチルブタノアート（通称名：4F－MDMB－BINACA）及びその塩類
- (2) N－[1－(2－フェニルエチル)ピペリジン－4－イル]－N－フェニルペンタンアミド（通称名：Valeryl fentanyl）及びその塩類
- (3) (8R)－1－アセチル－N, N－ジエチル－6－メチル－9, 10－ジデヒドロエルゴリン－8－カルボキサミド（通称名：ALD－52、1－Acetyl－LSD）及びその塩類
- (4) 1－(1, 3－ベンゾジオキソール－5－イル)－2－(ブチルアミノ)ペンタン－1－オン（通称名：N－Butylpentylone）及びその塩類

2 指定の理由

条例第2条第7号に規定する危険薬物に該当し、県の区域内において濫用されるおそれがあると認められるため。

3 指定の効力が発生する日

令和2年2月29日